

中原区区民会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市区民会議条例（平成18年川崎市条例第11号。以下「条例」という。）第1条に基づき設置する中原区区民会議（以下「会議」という。）の組織について、条例及び川崎市区民会議条例施行規則（平成18年川崎市規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(課題の選定等)

第2条 会議は、重要性、緊急性、実現性などを考慮して課題を選定し調査審議するものとする。

2 会議において調査審議した結果は、年度の最後の会議終了後、速やかに市長及び区長あて報告するものとする。

(団体推薦委員)

第3条 区長は、条例第4条第2項第1号の規定による委員について、規則第3条各号に掲げる分野から、活動状況及び活動実績等を総合的に勘案し、会議の目的にふさわしい団体に委員の推薦を依頼するものとする。

2 委員の推薦にあたっては、中原区区民会議委員推薦書・承諾書（第1号様式）を市長あて提出するものとする。

(公募委員)

第4条 条例第4条第2項第2号の規定による委員については、会議の目的、趣旨を理解し、地域での活動を積極的に行っている者あるいは地域社会の課題解決に特に意欲のある者を選任する。

2 選任された委員は、中原区区民会議委員承諾書（第2号様式）を市長あて提出するものとする。

3 委員の公募について、必要な事項は区長が別に定める。

（区長推薦委員）

第5条 区長は、条例第4条第2項第3号の規定による委員について、会議の委員構成上必要な者及び専門的知識の活用等、会議の目的達成に特に必要な者を選任するものとする。

2 選任された委員は、中原区区民会議委員承諾書を市長あて提出するものとする。

（委員の再任）

第6条 委員の再任は、会議の活性化を図るため、原則として2回までとし、任期は通算して6年以内とする。

（委員長及び副委員長）

第7条 会議に委員長及び副委員長2人を置く。

2 委員長及び副委員長は、協力して課題解決のため会議の円滑な運営に努めなければならない。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期終了までとする。

4 委員長又は副委員長に欠員がでた場合は、速やかに後任を選任するものとする。

5 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ定めた順序によりその職務を代理する。

（専門部会）

第8条 条例第7条に規定する専門部会は、会議に諮り委員長が設置する。

2 検討経過及び結果は、会議で報告するものとする。

3 専門部会は、調査検討が終了し会議への報告又は委員の任期の終了をもって解散する。

(庶務)

第 9 条 会議の庶務は、中原区役所総務企画課において処理する。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、会議の組織に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。